

富里市まちづくり市民会議（第1回）の記録（要約）

令和元年7月10日（水）、午後7時より、第1回目の「富里市まちづくり市民会議」が開催されました。

★委嘱状の交付（富里市まちづくり市民会議委員14名（欠席2名））

相川市長より、委嘱状が
交付されました。



★相川市長あいさつ



（あいさつ要旨）

市民の皆さんが、これからのまちづくりについて、柔軟な発想で自由闊達な話し合いをいただき、市民から発信された希望のあるまちづくりの姿を提言書として取りまとめていただければと思います。

★アドバイザー（関谷昇先生）の講話

（要旨）

少子高齢化や人口減少等の要因により地方自治体を取りまく環境は転換期を迎えている。

新たな総合計画には、行政・自治会・市民・事業者など各方面の「まちづくりの力」をいかに引出していける計画にするかが重要になってくる。

今後のワークショップでは、様々な問題について「誰が」「どのように」取り組んでいくべきかということを念頭に話合っていたきたい。

皆さんと様々な問題について、どんどん深堀していけるようなワークショップにしていけるよう、私も協力させていただきます。



★事務局員の紹介

★富里市まちづくり市民会議の設置について

(富里市まちづくり市民会議設置要領)

★富里市まちづくり市民会議委員の紹介

(自己紹介)

(富里市まちづくり市民会議 委員一覧)

★座長・副座長の選出

座長に伊藤裕道委員、副座長に小川道雄委員が決定。

★今後の市民会議の進め方

●第2回（班別ワークショップ）

・「富里市のいいところ」「ご近所の課題」「まちの課題」についての意見交換

●第3回（班別ワークショップ）

・「理想のまちのために今必要なこと（施策）」「そのためにそれぞれができること」を検討

●第4回（班別ワークショップ）

・「10年後に実現すべきまちの姿」「ライフステージごとの幸福」を検討

●第5回（全体作業整理）

・提言書への最終整理

検討結果を整理した資料について班ごとに確認し、提言内容の検討を行う

●第6回

・提言書の発表及び、提出（市長へ）



※次回は、令和元年7月31日（水）午後7時より、富里市すこやかセンター2階会議室1にて開催。

富里市まちづくり市民会議設置要領

(設置)

第1条 富里市の新たな基本構想及び基本計画の策定にあたり，市民からのまちづくりに係る提言を受けることにより，市民と協働による計画づくりを推進するために，富里市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は，富里市のまちづくりについて，市民の立場から意見交換，討議を行い，その結果を提言書としてまとめ，市長に提出する。

(組織)

第3条 市民会議は，委員20人以内をもって組織する。

2 委員は，広報等により公募した者と市長が推薦した者とする。

3 委員は，富里市のまちづくりに関心のある18歳以上の富里市民又は富里市に通勤する者で，継続して参加できる者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は，第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長を各1人置き，委員の互選によりこれを定める。

2 座長は，会務を総理し，市民会議を代表する。

3 座長は，市民会議を招集し，議長となる。

4 副座長は，座長を補佐し，座長に事故あるときは，又は座長が欠けたときは，その職務を代理する。

(運営)

第6条 市民会議は，自主運営を基本とする。

2 市は，事務局として協力するほか，資料，情報等の提供を行い，必要に応じて担当職員，外部アドバイザーを派遣する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局を総務部企画課に置く。

(その他)

第8条 市民会議の会議状況及び提言内容は，広く市民に周知する。

2 この要領に定めるもののほか，市民会議の運営に関し必要な事項は，座長が別に定める。

富里市まちづくり市民会議

委員

(敬称略、五十音順)

No.	氏 名	備 考
1	石橋 千穂	
2	伊藤 裕道	座 長
3	小川 道雄	副座長
4	勝又 淳	
5	佐々木 浩二	
6	瀬尾 明良	
7	二上 正栄	
8	長谷川 みち子	
9	細田 明	
1 0	宮本 和子	
1 1	村井 香織	
1 2	柳田 貴将	
1 3	吉野 朋子	
1 4	若山 健太郎	

アドバイザー

	関 谷 昇	千葉大学 大学院社会科学研究院 教授
--	-------	--------------------------